2023年1月1日現在

お客さま各位

当社が各支店等で受託販売する企画旅行会社の弁済限度額は、下表のとおりです。

【弁済限度額一覧表】

（単位：万円）

No.	登録行政庁名	登録種別	登録番号	企画旅行会社	弁済限度額
1	観光庁長官	第1種	2053	近畿日本ツーリスト㈱	13,000
2	観光庁長官	第1種	1944	㈱近畿日本ツーリストコーポレートビジネス	10,000
3	観光庁長官	第1種	1107	（株）近畿日本ツーリスト沖縄	7,000

（観光庁長官登録旅行業第300号）

（株）ユナイテッドツアーズ　東京都千代田区紀尾井町3-6